

被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する経済支援制度について

（2020年4月入学者・2020年9月入学者対象）

<申請手続案内>

立教大学

このたび、災害に遭われたみなさまには心よりお見舞い申し上げます。

立教大学では、被災地（災害救助法適用地域）に係る入学者を対象とした経済支援（入学金返還および学費減免）制度を設けております。該当する方は、下記のとおり申請手続を行ってください。

1. 申請資格

2020年4月または2020年9月に、学部または大学院の正規課程に入学する方（編入学および再入学を含む）で、次の①②のいずれかに該当する方

①入学者の父母（父子または母子家庭の場合は生計を一にする父または母）またはそれに代わる保証人が、入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、その主たる居住する住居（借家を含む）が全壊（焼）、大規模半壊、または半壊（焼）した方で、経済援助を必要とされている方

②入学者本人が独立生計を営む方であり、入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、主たる居住する住居（借家を含む）が全壊（焼）、大規模半壊、または半壊（焼）した方で、経済援助を必要とされている方

※全壊（焼）、大規模半壊、または半壊（焼）等の損壊状況は罹災証明書によって認定します。

2. 本制度が適用される被災地（災害救助法適用地域）

【2020年4月入学者】2019年4月1日から2020年3月31日に災害救助法が適用された地域

【2020年9月入学者】2019年9月20日から2020年9月19日に災害救助法が適用された地域

※詳細は、別紙「被災地の入学者に対する経済支援制度 対象地域（災害救助法適用地域）」を参照してください。

3. 経済支援制度の内容

「入学金相当額の返還」および「入学年次の学費減免（入学金を除く年間学費の2分の1の金額）」

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」の利用を検討している場合、本制度との併願は可能ですが、本制度の採用者となりかつ高等教育の修学支援新制度の対象者となった場合は、本制度適用後の学費実費負担額が高等教育の修学支援新制度の減免対象額となります。

4. 支援期間

入学年次の1年間

5. 支給方法・支給時期

（1）入学金の返還

【2020年4月入学者】2020年5月末頃（予定）に指定の銀行口座へ振り込みます。

【2020年9月入学者】2020年11月末頃（予定）に指定の銀行口座へ振り込みます。

(2) 入学年次の学費の減免

【2020年4月入学者】入学年次分納2回目(2020年度秋学期分)の学費請求金額から入学金を除く年間学費の2分の1の金額を減免します。

【2020年9月入学者】入学年次分納2回目(2021年度春学期分)の学費請求金額から入学金を除く年間学費の2分の1の金額を減免します。

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」の利用を検討している場合、本制度との併願は可能ですが、本制度の採用者となりかつ高等教育の修学支援新制度の対象者となった場合は、本制度適用後の学費実費負担額が高等教育の修学支援新制度の減免対象額となります。

6. 申請方法・申請期間・提出先（郵送先）

申請方法：所定の申請期間に下記の提出先まで下記7の申請書類を簡易書留郵便で提出（郵送）してください。

申請期間：【2020年4月入学者】2020年4月3日（金）～2020年4月16日（木）必着

【2020年9月入学者】2020年9月21日（月）～2020年10月1日（木）必着

提出先（郵送先）：〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1

立教大学学生部学生課 被災地入学者支援制度係

7. 必要な申請書類

以下の①～③の書類を全て揃えてください（※審査の過程で追加書類を求める場合があります）。

①被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する入学金返還・学費減免申請書（大学所定書式）

②市区町村発行の罹災証明書【マイナンバーが記されていないもの】（コピー可）

③入学手続納入金領収書（コピー可）

8. 審査結果通知

提出書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

【2020年4月入学者】2020年5月15日（金）発送予定

【2020年9月入学者】2020年10月20日（火）発送予定

9. 注意事項

①本制度は入学後に入学金を返還し、学費を減免するものです。入学手続については、各入試の所定の日時まで完了する必要があります。

②本制度でいう学費とは、入学金を除く授業料、実験・実習費を指します。

③入学年次の途中で休学・退学する場合には、学費の減免額が変更となります。

④入学年次とは、2020年4月入学者は2020年度春学期および秋学期の期間とし、2020年9月入学者は2020年度秋学期および2021年度春学期の期間とします。

⑤本制度の適用は、所定の申請書類に基づき審査のうえ決定します。

⑥申請期限までに所定の書類が提出できない場合や、提出書類の記載内容に不備・誤りがある場合は本制度の対象とはいたしません。

⑦本制度が適用された場合、採用後に、父母（父子または母子家庭の場合は生計を一にする父または母）またはそれに代わる保証人の最新の所得証明書（市区町村発行）を提出していただきます。

これによって本制度の審査結果に変更が生じることはありません。

- ⑧提出いただいた申請書、罹災証明書や所得証明書等の申請書類は返却しません。
- ⑨本制度の申請のために提出された書類に記載されている個人情報、本制度の業務およびその関連業務のみに限り利用するものであり、その他の目的に使用することはありません。
- ⑩本制度の支援内容は、災害の規模や状況により変更が生じる場合があります。

10. 奨学金制度について

本制度とは別に奨学金の申込を希望（検討）する方は、別途、所定の手続を行う必要があります。立教大学の奨学金の概要は以下の奨学金 Web サイトで確認できます。

https://spirit.rikkyo.ac.jp/student_affairs/scholarships/SitePages/index.aspx

以下は、入学直後に募集が行われる奨学金についての概要です。

【2020年4月入学者対象】

○学部学生向け

日本学生支援機構奨学金や民間育英団体による奨学金等は4月初旬（4月入学者向け）に出願を受け付けます。詳細は上記奨学金 Web サイトで確認してください。

○大学院学生向け

日本学生支援機構奨学金や立教大学の奨学金（大学院給与奨学金、独立研究科奨学金等）は4月初旬（4月入学者向け）に出願を受け付けます。詳細は『奨学金案内（大学院学生用）』（冊子）や奨学金 Web サイトで確認してください。『奨学金案内（大学院学生用）』の入手方法は、入学試験合格通知とともに送付する文書でご案内いたします。

【2020年9月入学者対象】

学部学生、大学院学生ともに学生部学生課奨学金係へお問い合わせください。

11. 問い合わせ先

【本制度について】

立教大学 学生部学生課

Tel 03-3985-2443（月～金 8:50～17:30, 土 8:50～12:30）

※授業期間以外や休業期間中の窓口開室時間は記載と異なります。詳細は大学 HP で確認してください。

【入試制度・入学手続について】

立教大学 入学センター

Tel 03-3985-2660（月～金 9:00～17:00, 土 9:00～12:30）

※休業期間中は窓口開室日・時間が異なります。

以上

被災地の入学者に対する経済支援制度 対象地域（災害救助法適用地域）

2019年11月29日更新
立教大学

2020年4月入学者対象（2019年4月1日～2020年3月31日適用地域）

○令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る適用

【佐賀県】

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、
神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、
東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、
藤津郡太良町

（法適用日）2019年8月28日

○令和元年台風第15号による災害にかかる災害救助法の適用

【東京都】

島しょ大島町

（法適用日）2019年9月8日

○令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用

【千葉県】

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、
館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、
君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、
香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎
町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光
町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生
郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

（法適用日）2019年9月9日

○令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡
大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、
九戸郡野田村、九戸郡洋野町

【宮城県】

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、
登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田

郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

【福島県】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、

【茨城県】

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、銚田市、つくばみらい市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町、結城郡八千代町、猿島郡境町

【栃木県】

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

【群馬県】

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、佐波郡玉村町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町

【埼玉県】

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町

【東京都】

墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町

【神奈川県】

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村

【新潟県】

上越市、糸魚川市、妙高市

【山梨県】

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村

【長野県】

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

【栃木県】

小山市、那須烏山市

【静岡県】

伊豆の国市、田方郡函南町

(法適用日) 2019年10月12日

2020年9月入学者対象 (2019年9月20日～2020年9月19日適用地域)

○令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用と同じ

※災害救助法適用地域の詳細は、内閣府ホームページ「防災情報のページ」をご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

立教大学 総長 殿

被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する入学金返還・学費減免申請書

以下の記載事項に相違ありません。なお、出願書類に記載されている情報を奨学金業務に利用することに同意します。入学金の返還および学費減免措置を受けたく、以下のとおり申請いたします。

学生氏名	フリガナ						
	氏名	印					
	生年月日(西暦)	年	月	日	生		
	現住所	〒					
	連絡先	TEL: () - / 携帯: - -		E-mail: @			
学部・学科名	学部	学科	専修	*GLAP 入学者は学部名に「GLAP」と記入すること			
研究科・専攻名	研究科			専攻			
学生番号							*入学後に受け取る学生証で確認すること
入学年度・月	<input type="checkbox"/> 2020年4月入学 <input type="checkbox"/> 2020年9月入学						
入学種別	学部	<input type="checkbox"/> 1年次入学 <input type="checkbox"/> 編入学 <input type="checkbox"/> 再入学					
	大学院	<input type="checkbox"/> 前期課程(修士課程)			<input type="checkbox"/> 後期課程		
		<input type="checkbox"/> 再入学					
父母または保証人(学費負担者)	フリガナ						
	氏名	印					
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 保証人 <input type="checkbox"/> 本人					
	現住所	〒					
	連絡先	TEL: () - / 携帯: - -		E-mail: @			
被災状況申告欄	罹災住所(上記と異なる場合)	〒					
	自宅等の区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家					
	自宅等の被災状況	<input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊(焼)					
	その他の被災状況(人的被災等を含む被災状況の補足説明)						

返還金振込先(振込口座等) *別紙参照

フリガナ						
銀行名・支店名	銀行	支店				
口座種類	普通	口座番号				
口座名義人	フリガナ					
	氏名					

ご記入いただいた情報は、奨学金業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

学生のみなさんへ

立教学院財務部

立教大学では、大学から学生の皆さんへ銀行振込によって奨学金や医療給付費を支払う場合、学生本人名義の振込口座（以後、口座という）を1つ指定していただき、一度口座を登録すれば以後同一課程在学中（学生番号に変更がない期間）はその口座へ振り込むこととします。

対象となるのは次のとおりです。

- ① 大学から銀行振込によって支払われる奨学金
- ② 大学院学生学会発表奨励金など
- ③ 大学院補助費で補助される諸会費
- ④ 学生健康保険互助組合からの医療給付費
- ⑤ TA・SA・RA およびアルバイトの給与
- ⑥ 立替払の旅費等

上記①～⑥のいずれかの振り込み依頼を行う際に、「振込口座確認書・振込口座届（登録・変更）」を提出してください。これにより、振込口座が登録されます。

なお、すでに口座を登録してある方は、「1. 口座登録を行っている」に丸印を記入のうえ提出してください。

また、口座を変更する場合についても、必要事項を記入し、通帳のコピーを添付のうえ提出願います。

***金融機関・支店等の統廃合が生じた場合には、必ず統廃合後の通帳コピーを提出して下さい。**

登録できる口座は、都市銀行または地方銀行の本支店に開設された**学生本人名義の普通預金口座**に限ります。なお、口座を新規に開設する場合には、できるだけ以下の金融機関・支店を利用してください。

- | | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| ① みずほ銀行 | 池袋西口支店 | ④りそな銀行 | 池袋支店 |
| ② 三菱UFJ銀行 | 西池袋支店 | ⑤三菱UFJ銀行 | 新座志木支店 |
| ③ 三井住友銀行 | 池袋支店 | ⑥埼玉りそな銀行 | 新座支店 |

* 郵便局（ゆうちょ銀行）は他行に口座がない場合に限りです。

不明な点は、立教学院財務部（電話 03-3985-2688）までお問い合わせください。

以 上
2019年4月